

# 交通労働災害を防止するために



\* 事業主・運行管理者・安全運転管理者のみなさまへ \*

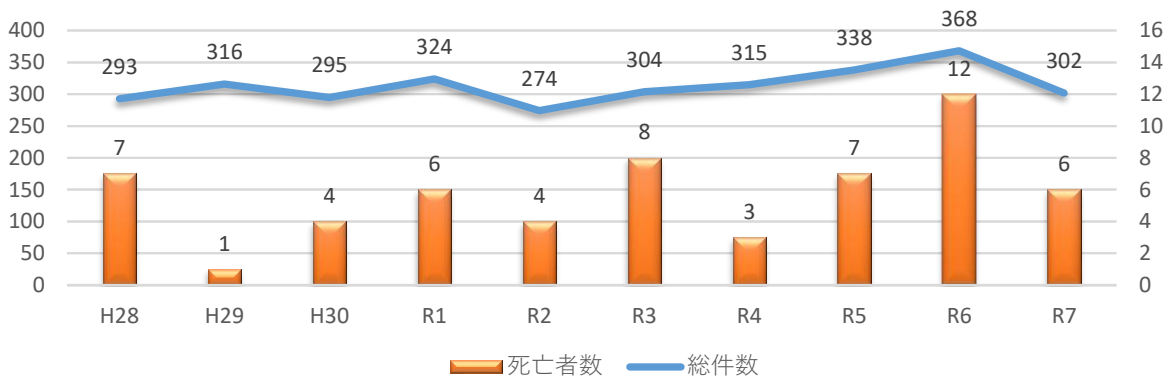
交通労働災害は、労働者による**死亡災害の約2割**を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

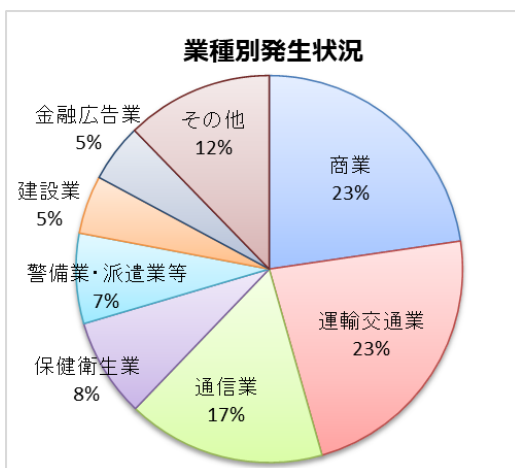
## 埼玉県の交通労働災害の現状

埼玉県では、**毎年300件前後**の交通労働災害が発生しています。

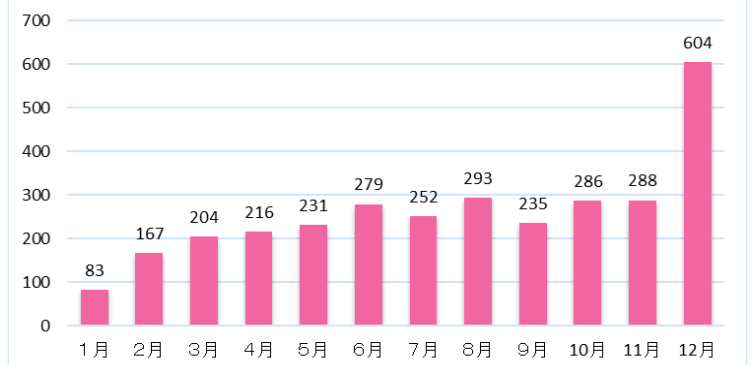
交通労働災害発生件数の推移



自動車運転を主たる業務とする**運輸交通業**以外でも**多く発生**しています。

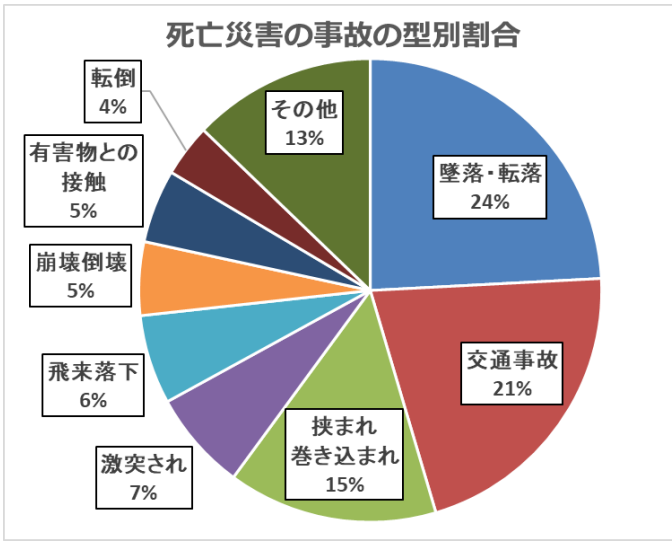


月別発生件数



人や物の動きが活発な一方、明るい時間帯が短い**12月に多発**しています。

令和7年までの10年間に、**交通労働災害**によって**59人**が亡くなっており、死亡災害全体の2割を占め、「墜落・転落」に次いで**死亡原因の第2位**となっています。



### 死亡交通労働災害の発生場所

一般道	43	交差点以外	24
		交差点 (信号あり)	12
		交差点 (信号なし)	7
高速道路	16		

★ 上記のどの場所での事故においても、被災者と相手方のいずれか又は双方の**不注視・不確認**が事故の最大原因になっています。

### 【死亡災害事例】

- CASE 1 新聞配達中のバイクが、**一時停止をせず**に信号機のない交差点に進入、右側から走行してきた乗用車にはねられた。
- CASE 2 高速道路の I C 進入路を走行中のトラックが、**速度超過**のためカーブを曲がり切れず、側壁に激突した。
- CASE 3 **前方不注視**により、交差点で信号待ちをしていたトラックに気付くのが遅れ、ブレーキも間に合わず追突した。

## 管理体制の確立と計画の作成・実行

### (1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割・責任・権限を定め、管理者に対し必要な教育を行いましょ。

### (2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、評価・改善しましょ。

### (3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害の防止について調査・審議しましょ。



## 労働時間の適正管理

労働時間を適正に管理することは、労務管理の基本中の基本であるとともに、長時間労働などに起因する脳・心疾患や精神障害などの**重大な労働災害を防止するために**必要です。

疲労による居眠り事故などの交通労働災害を防止するため、労働基準関係法令を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。

## NO！ 過重労働！



### ☆ 法定労働時間と法定休日

労働基準法において、労働時間と休日は次のように定められています。

法定労働時間	1週	40時間	(1日あたり8時間)
法定休日	1週	1日	(または 4週4日)

### ☆ 時間外労働の上限規制を守りましょう

時間外労働、休日労働を行わせる場合には、「**時間外労働・休日労働に関する協定**」(36協定)を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出るなど一定の手続きが必要です。

時間外労働時間等については、以下のとおり上限が定められています。

- ・ 時間外労働の上限 原則 **月45時間 年360時間**  
(1年単位の変形労働時間制の場合 **月42時間 年320時間**)
- ・ 臨時的な特別の事情があって労使が合意した場合でも、以下を守らなければなりません。
  - ・ **時間外労働 年720時間以内**
  - ・ **時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満**
  - ・ **時間外労働と休日労働の合計 複数月平均80時間以内**
  - ・ **時間外労働が月の限度時間を超えることができる月数 年6か月以内**

### ☆ 労働時間を適正に把握しましょう

労働時間はタイムカードの記録やパソコンの使用時間の記録など、**客観的な方法で把握**しましょう。労働時間の把握は、管理監督者を含めた**すべての労働者に義務付け**られています。



### ☆ 勤務間インターバルを十分とりましょう。

勤務と勤務の間に休息時間を十分とって心身を休め、疲れを翌日に持ち越さないよう努めましょう。

過労運転は、道路交通法で禁止されています。

★ 道路交通法66条

過労により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を**運転してはならない。**

★ 道路交通法75条

自動車の運行を管理する者は、運転する者に対し、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で**運転することを命じたり、運転することを容認してはならない。**



3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

【長時間の運転は控えましょう】

**1日の運転時間は9時間以内**、休憩なしでの**連続運転時間は4時間以内**にとどめましょう。

遠距離移動の際は、ドライバーを2名体制とする、途中でこまめに休憩をとるなど、長時間運転をしないよう心がけましょう。

## 適正な走行計画の作成

### (1) 走行計画の作成

**走行計画を作成**し、運転者に適切な指示をしましょう。

- ◆ 往復の所要時間（休憩時間を含む）を予測し、出発・帰着時刻を設定
- ◆ 走行時に注意を要する箇所等を確認し、安全で合理的な走行ルートを設定
- ◆ 荷役作業がある場合、その作業の内容と所要時間も想定

☆ 運行記録計(タコグラフ)を活用して乗務状況を把握しましょう。

☆ 計画どおり走行できない場合は、原因を把握し、計画を見直しましょう。

### (2) 交通安全情報マップ（ヒヤリマップ）の作成・活用

事業場の周辺やよく使う経路の危険箇所を洗い出し、「**交通安全情報マップ（ヒヤリマップ）**」を作成して、社内で情報を共有しましょう。

マップは定期的にアップデートし、運転者が最新の情報を活用できるようにしましょう。



(一財)あんしん財団のHPより

## 交通安全教育の実施

### (1) 雇入れ時の教育

交通法規、関係法令などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょう。

運転業務を行う部署に配属された労働者に対しては、必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょう。



### (2) 日常の教育

関係法令の遵守、交通事故発生情報、安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）などについて、**定期的に教育**を行いましょう。

イラストや写真、動画などを使って、危険を察知する能力を身につけさせる**交通危険予知訓練**を実施しましょう。



### (3) 交通安全に対する意識の高揚

ポスターの掲示、交通安全標語の募集、優良運転者の表彰・公表、交通労働災害防止大会の開催等により、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

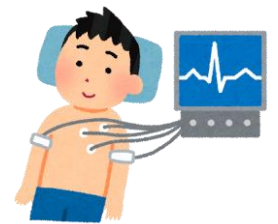
運転適性に応じた一定の教育指導を受けた者、認定試験に合格した者等に対して、運転業務を認める「**運転者認定制度**」を導入しましょう。

## 心とからだの健康管理

### (1) 健康診断

1年に1回（深夜業従事者は6か月に1回）、**一般健康診断を必ず実施**しましょう。

健診の結果、「要精密検査」や「要治療」等の指示があった場合は放置せず、指示を確実に実行しましょう。



### (2) ストレスチェック

1年に1回、**ストレスチェックを実施**し、心にかかる負荷の状態を自身で確認しましょう。

### (3) 健診・ストレスチェック後の措置

健康診断やストレスチェックを行った後は、必要に応じて医師による面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な**就業上の措置**を講じましょう。



## 運転する前に実施すること

### (1) 乗車前点呼

乗車前に点呼を行って、**運転者の健康状態を確認**し、睡眠不足や体調不良などで正常な運転が困難と思われる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

### (2) 乗車前点検

乗車前に必要な点検をして、異常があった場合は、**直ちに補修**などの措置をとりましょう。

### (3) 気象情報・交通情報の確認

出発前に必ず**気象情報や交通情報を確認**しましょう。  
台風や大雪などの悪天候が予想される場合は、計画の変更など必要な指示を出し、運転者の安全を確保しましょう。



**アルコールチェックも忘れずに!**



### 高齢ドライバーの安全確保に留意してください

加齢に伴う**身体機能・認知機能の低下**や**長年の「慣れ」**等により、安全確認や運転操作がおろそかになり、思わぬ事故をひき起こすおそれがあります。

- ・ 高齢者の特性を踏まえた交通安全教育を行う。
- ・ 運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行う。
- ・ 自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全技術を搭載した車両を導入する。

## 交通労働災害ゼロをめざして

交通労働災害を防止するためには、自動車を実際に運転する労働者一人ひとりが、自ら交通ルールを守り、安全運転を心がけることが何より大切なのは言うまでもありません。

しかしながら、私たちの周りには、**安全運転を阻害する要素**が数多く存在します。

- \* 長時間労働による疲労の蓄積
- \* 知らない道を走行する不安
- \* 突然の天候悪化
- \* 約束の時間に遅れそうな焦り
- など

こうした不安要素を事前になくし、誰もが**安心して運転に専念できる「環境を整える」**ことが、事業主・運行管理者・安全運転管理者のみなさまの役割とお考えいただき、労働時間の適正管理・交通安全教育・心身両面の健康管理等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

